

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付 よくあるご質問(Q&A)

Q1 「三重県内において取得した資格が必要な業務に5年間引き続き従事(1週間の所定労働時間が20時間以上とする)したときは、貸付金の返還が免除」とありますが、5年間、同一勤務先で従事することが必要ですか？

A1 「5年間引き続き」とは、同一の企業等で5年間離職することなく、業務に従事する場合に限りません。勤務先の変更等で、複数の事業所で取得した資格が必要な業務に従事したときは、その期間を合算します。

なお、一旦離職して、再就職のために求職活動を行っている場合には、申請により求職期間中も継続して就業しているものとみなして、業務に従事した期間に算入します。ただし、最長1年間です。詳しくは実施要綱3ページ「第12 返還すべき債務の当然免除及び承認決定等」をご覧ください。

Q2 連帯保証人は必ず立てる必要がありますか？

A2 連帯保証人を立てられない場合でも貸付申請ができます。ただし、年1%の利子が発生します。(連帯保証人を立てるときは無利子)なお、返還免除の要件は、連帯保証人を立てたときも立てずに申請したときも変わりありません。

また、申請者が未成年である場合は、連帯保証人は法定代理人でなければなりません。

Q3 連帯保証人は何人必要ですか？

A3 連帯保証人は1名で構いません。なお、A2をご参照ください。

Q4 連帯保証人を立てるとき、年金生活の実親は連帯保証人とすることは可能ですか？

A4 年金受給者であっても、住民税(市・県民税)が課税されていれば連帯保証人とすることができます。(生計を一にしない原則県内に住所を有する75歳未満の方であること)ただし、住民税所得割が非課税の方は認められません。申請時に連帯保証人の収入を証明する書類として、直近の「所得課税証明書」をご提出下さい。なお、その他募集要項もご参照ください。

Q5 貸付を受けたひとり親が再婚等でひとり親ではなくなったら返還となりますか？

A5 本貸付事業は、高等職業訓練促進給付金の支給を受ける方が対象であるため、養成機関在学中に再婚したときは、高等職業訓練促進給付金の受給資格を失いますので、貸付事業の対象外となります。このとき全額返還となります。在学中は返還の猶予を受けることができます。

なお、養成機関修了後にひとり親でなくなったとしても、5年間就労したときは返還の免除を受けることができます。

Q6 高等職業訓練給付金を受けて養成機関に入学予定ですが、在学中に子が高校卒業となるため、途中で給付金が支給されなくなってしまいます。その場合、貸付けを受けることはできますか？

A6 本貸付事業は、高等職業訓練促進給付金の支給を受ける方が対象であるため、貸付事業の対象外となります。

Q7 養成機関を修了し、資格取得後に就職するにあたり、取得した資格が就業に必須である仕事でないと返還免除の対象となりませんか？

A7 高等職業訓練促進給付金の取得資格から大きくかけ離れていなければ差し支えありませんが、取得した資格と業務内容との関係を確認させていただきます。

Q8 養成機関を修了し、資格取得後、資格を活かして個人事業主として開業を考えていますが、入学準備金の対象となりますか？

A8 対象となります。養成機関修了後、かつ資格取得後1年以内に開業し、自立に向けて働いていることや定期的に業務を受注していることを確認させていただきます。具体的には、開業届の写し、確定申告後に確定申告書の写し(提出先の税務署は三重県内であること)の他、就労申告書(本会様式)、週20時間以上業務に従事したことがわかる記録簿(日にちと業務内容と時間数等)の写し等をご提出いただきます。

Q9 入学準備金・就職準備金で認められないものがありますか？再申請は行えますか？

A9 入学準備金は、就職予定先の奨学金等と同じ使途のものは対象外です。就職準備金は、就職に伴ってやむを得ず必要な経費です。通勤用自動車(車を所持することで発生するノーマルタイヤの買い替えや車検代、任意加入の保険料等を含む)は、原則お認めしておりません。(入学・就職にあたり特別な事情があり、本会が承認したときに限り上限5万円)。その他、募集要項をご参照ください。なお、再申請(申請内容の差し替え)は原則受け付けておりません。

Q10 ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付の申請は、市役所の子ども支援課や福祉事務所を通して行いますか？

A10 貸付を希望するときは、申請を希望する方が三重県社会福祉協議会へ直接、お問い合わせ・お申し込み下さい。貸付に関する募集要項や申請様式、申請書類チェックリストは、三重県社会福祉協議会のホームページから最新版をダウンロードしてご利用ください。([事業紹介]-[貸付事業]-[ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付]-[申請]-[→ひとり親貸付申請手続きのご案内])なお、新年度分の募集要項等は、毎年4月1日頃にホームページ上で掲載予定です。

Q11 ひとり親家庭住宅支援資金の貸付は、三重県社会福祉協議会で実施していますか？

A11 現在、実施しておりません。ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付の入学準備金と就職準備金のみを募集しています。

Q12 高等職業訓練促進給付金の支給を受け、入学準備金を、准看護学校入学時に借り入れていないとき、看護学校入学時に申請することはできますか？

A12 准看護学校入学時に入学準備金を借り入れていないときは、看護学校の入学時に申請いただけます。ただし、高等職業訓練促進給付金の支給を受けていること、過去に他の都道府県指定都市等で借り受けていない等の要件を満たしているときです。(1人2回の利用はできません。)